

ヨルク・パウル・ミュラー 『スイス基本権原論』(一七)

Jörg Paul Müller: Elemente einer schweizerischen
Grundrechtstheorie. Bern, 1982.

小林 武

目 次

- 第一章 国家および法の秩序における基本権の機能
- Ⅰ. 個人と国家の間の緊張の場における基本権
1. 人類学的根拠づけ
 2. 法の前提であり創造物であるものとしての基本権
 3. 中心的な基本権にかんする諸問題
 4. 政治の手段であり目的であるものとしての基本権
 5. 客観的原則であり主観的権利であるものとしての基本権

6. 基本権の私人間的側面について

II. 基本権理論のための推論

1. 基本権の防御的 (defensiv) 理解と構成的 (konstitutiv) 理解

2. 右二つの理解の位置付けと境界

3. 「制度的」(institutionell) 基本権理解の概念について

III. 国家の構成的要素としての基本権——民主的法秩序の必須物

1. 国家の構成的要素

2. 基本権の再構成

3. 権利実現の過程における基本権の機能

4. 少数者の保護

5. スイスにおける基本権の、その他の特殊な機能

第二章 基本権の実現

I. 基本権を具体化する必要性

II. 基本権の部分的內容

1. 基本権の、直接的請求の根拠となる內容

2. プログラムの層 (programmatische Schicht)

3. 単純な法適用の際の基本権の側面防護的 (flankierend) 作用

III. 様々な基本権內容の国家机关への配分 (Zuordnung)

1. 課題——適切な機関の決定

2. 立法者

3. 執政 (Regierung) と行政 (Verwaltung)

4. 判例

付説: 権限ある国家机关の決定にかんする事例としてのスイス基本権判例の歴史

IV. 基本権にもとづく給付請求権 (Leistungsanspruch) —— 社会的基本権

(以上、本誌一七三号)

(以上、本誌一七一号)

(以上、本誌一七二号)

- 1. 問題
 - 2. 連邦裁判所の判例
 - 3. 連邦裁判所判例の分析
 - 4. 司法審査適合性〔判定〕の決定的基準
- V. 合憲解釈 (verfassungskonforme Auslegung)
- 1. 原則
 - 2. 連邦裁判所の憲法裁判権における意義
 - 3. 憲法に適合する裁量権行使 (Ermessensausübung)
- VI. 基本権の第三者効力
- 1. 問題
 - 2. 第三者効力説の論拠
 - 3. 基本権の第三者効力の原則的承認
 - 4. 私法における基本権の適用状況 (Anwendungsmodalität)
- 第三章 基本権の妥当領域について
- I. 妥当領域の決定
 - 2. 人的妥当領域の確定——各論
- 第四章 基本権の制約
- I. 法律上の根拠
 - 1. 法律と基本権の間の同一化傾向 (Konvergenz) と衝突 (Konflikt)
 - 2. 基本権制約のための前提としての法律
 - 3. 基本権保障のための法律の機能への期待

(以上、本誌一七八、一七九号)

(以上、本誌一七七号)

(以上、本誌一七六号)

(以上、本誌一七五号)

II. 公共の利益と比例原則

1. 基本問題 II 利益衡量 (以上、本誌一八〇号)
2. 利益衡量の方法 (以上、本誌一八一号)
3. 公共の利益の決定 (以上、本誌一八二号)
4. 比例原則

III. 核心的内容

1. 核心的内容の保障の機能 (以上、本誌一八三号)
2. 核心的内容の確定
3. 核心的内容の保障という開かれた問題

第五章 基本権の競合

I. 序論

II. 競合問題解決の不可避性

1. 基本権の多様な機能
 2. 基本権の多様な制約可能性
 3. 時効の適用を受けずかつ不可譲の基本権
- III. 課題 II 紛争の中に具体的に存在している諸利益の分析と評価
1. 具体的な紛争局面の関連性 (Relevanz)
 2. すべての関連ある基本権内容への顧慮

IV. とくに連邦憲法第四条の・他の基本権との関係について (以上、本誌一八四号)

第六章 人権の国際法的保障とその連邦憲法上の基本権との関係

I. 国際法における人権

1. 国際的次元での人権の法典化 (Kodifikation)
 2. 国際法的人権保障の固有性
- II. スイスにおける国際法的人権保障の妥当性

1. 判決にかんして
 2. 立法にかんして
 3. 外交政策において
- Ⅲ. 連邦憲法の基本権と欧州人権保護条約 (ENHRK) の間の関係
1. 欧州人権保護条約の憲法水準
 2. 欧州人権保護条約の保障と連邦憲法の基本権との一致？
 3. 連邦連邦と欧州人権保護条約が同時に援用された場合に連邦裁判所の執るべき措置

付
録

(以上、本誌一八五号)
(以上、本誌本号)

付録

スイス誓約者同盟の連邦憲法〔スイス連邦憲法〕（一八七四年五月二九日）*

(Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft [vom 29. Mai 1874])

第二条

連邦は、外国に対して祖国の独立を維持し国内における安寧と秩序を維持し、誓約者の自由および権利を保護し、その共通の福祉を増進することを目的とする。

第四条

① すべてのスイス人は、法の前に平等である。スイスにおいては、いかなる臣属関係も、土地、出身、家系または身分のいかなる特権も存しない。

② 両性は、同権である。法律は、両性の同等の地位につき、とりわけ、家族、教育および労働の分野において、これに配慮しなければならない。両性は、同一価値の労働について同一の賃金を請求する権利を有する。

第五条

連邦は、邦に対し、その領土、第三条（「邦は、連邦憲法によって制限されない限りで主権を有し、かつ、連邦権力にゆだねられないすべての権利を主権者として行使する。」）による制限内でのその主権、その憲法、国民の自由と権利、および、国民が官庁に委ねた権利ならびに権限、また同様に、市民の憲法上の権利を、それぞれ保障する。

第一八条

① いずれのスイス人も、防衛義務を負う。

② 連邦の兵役によって生命を失い、または、健康に永久的傷害を受けた軍人は、自己または自己の家族のために、必要な場合には、連邦の援護を請求する権利を有する。

③ 軍人は、各人の最初の軍装品、被服および兵器を無償で受ける。武器は、連邦法律の定める条件の下に、軍人の手許で、これを保管する。

第二条の三

① 財産権は、これを保障する。

② 連邦および邦は、各々が憲法上必要とする範囲内で、公共の利益のために、公用徴収および財産権制限を規定することができる。

③ 公用徴収および公用徴収に相当する財産権制限をおこなう際には、完全な補償がなされなければならない。

第二条の四

① 連邦は、邦によって画定され、かつ、土地の合目的利用と国土の秩序ある居住地開発に資する国土計画を導く諸原則を設定する。

② 連邦は、邦の努力を助成、調整し、かつ、これと協働する。

③ 連邦は、自己の任務を遂行するに際して、国土、地方および地域の各計画を顧慮する。

第二七条

② 邦は、専ら国家的指導の下に置かれるべき、十分な初等教育につき配慮する。初等教育は、義務であり、公立学校においては、これを無償とする。

③ 公立学校は、あらゆる信条の持主が、自己の信仰および良心の自由を侵害されることなく、通学できるものでなけ

ればならない。

第三一条

① 取引および営業の自由は、連邦憲法およびそれにもとづく法律によつて制限されない限り、連邦の全領域において保障される。

② 取引および営業の実施ならびにそれに対する課税にかんする邦の規定は、これをそのまま維持する。ただし、その規定は、連邦憲法が他の仕方では定めない限り、取引および営業の自由の原則に反してはならない。邦の収益特権も、これをそのまま維持する。

第三六条

④ 郵便および電信の秘密の不可侵は、これを保障する。

第四三条

④ 定住したスイス市民は、その居住地において、邦市民としてのすべての権利と、同時に、自治体市民としてのすべての権利とを享有する。

第四四条

① スイス市民は、スイスからも、また自己の出身邦 (Heimatkanton) からも退去をせられることはない。

第四五条

スイス人はすべて、国土のいずれの場所にも居住することができる。

第四六条

① 定住者は、私法関係にかんしては、原則として、住所地の法および立法に服する。
② 右原則の適用のために、また、二重課税を禁止するために必要とされる規定については、連邦が法律によりこれを

定めるものとする。

第四八条

① 貧困者は、その滞在している邦によつて援護を受ける。援護の費用は、「右の者が」住所を置いている邦がこれを負担する。

② 連邦は、「右の者が」先に住所を置いていた邦または出生した邦に対する償還請求について規定を設けることができる。

第四九条

① 信仰および良心の自由は、不可侵である。

② 何人も、宗教団体に加入し、宗教教育を受け、もしくは、宗教上の行為をおこなうことを強制されることはなく、または、宗教的見解を理由としたいかなる種類の刑罰も科せられない。

③ 満一六歳までの子どもの宗教教育については、右諸原則に則つて親権または後見権能の所有者がこれをおこなう。

④ 市民権または政治的権利の行使は、教会的または宗教的性質を有するいかなる規則または条件によつても、これを制限してはならない。

⑤ 信仰上の見解は、市民の義務の履行を免除しない。

⑥ 何人も、自己の属していない宗教団体の固有の儀式を目的として特別に課せられる税を負担することはない。この原則にかんする・より詳細な規定は、連邦の法律制定に留保される。

第五〇条

① 宗教儀式上の行為を自由におこなうことは、道徳および公の秩序の限界内でこれを保障する。

② 邦および連邦は、様々の宗教団体の構成員間の秩序および公的平和を維持することを目的として、また、市民および

び国家の権利への教会当局の侵害を防止するために、適当な措置を講ずることができる。

第五三条

- ② 墓地についての処理は、市民官庁の権限に属する。市民官庁は、すべての死者が適切に埋葬されるよう配慮しなければならぬ。

第五四条

- ① 婚姻の権利は、連邦の保護を受ける。

- ② この権利は、教会にかんする顧慮もしくは経済上の顧慮によっても、また、過去の行為を理由としても、または、他の政治的根拠によっても、これを制限してはならない。

第五五条

出版の自由は、これを保障する。

第五六条

市民は、結社を結成する権利について、当該結社がその目的においても、またその目的達成のために定められた手段においても、違法または国家に危険でない限りで、これを有する。この権利の濫用にかんしては、邦が必要な規定を法律で定める。

第五七条

請願の権利は、これを保障する。

第五八条

- ① 何人も、憲法に適合した裁判官（の裁判を受ける権利）を奪われることなく、それゆえ、いかなる特別裁判所も、これを設けることはできない。

② 宗教裁判は、これを廃止する。

第五九条

① スイスに定まった住所を有する支払能力ある債務者に対する訴えは、個人的負債にかんしては、その住所地の裁判官〔「裁判所」〕にこれを為さなければならず、それゆえにまた、かかる債務者の、その居住する邦の外にある財産に対する請求については、いかなる仮差押えも為されてはならない。

② 外国人にかんしては、関係ある条約の規定が留保される。

③ 債務拘禁は、これを廃止する。

第六〇条

すべての邦は、全スイス市民を、立法においても、また、裁判手続においても、自邦の市民と平等に処遇する義務を有する。

第六一条

いづれかの邦において為された有効な民事裁判判決は、全スイスにおいて執行されうるようにしなければならない。

第六五条

① 政治犯罪を理由としたいかなる死刑判決も、これを下してはならない。

② 体刑は、これを禁止する。

第七四条

① 連邦の国民投票および選挙に際して、スイス人男性およびスイス人女性は、平等の政治的権利・義務を有する。

第一一三条

① 連邦裁判所は、さらに、左の条項につき判決する。

1. 「当事者の」一方を連邦官庁とし、他方を邦官庁とする権限争議。
 2. 邦相互間の国法的性質を有する争訟。
 3. 市民の憲法上の権利の侵害にかんする訴えならびに協約および条約の侵害を理由とする私人の訴え。
 - ② 連邦法律により詳細に確定されるべき行政上の争訟は、これを留保する。
 - ③ ただし、以上のすべての争訟において、連邦議会により制定された法律および一般拘束的決議ならびにそれにより承認された条約は、連邦裁判所を拘束する。
- 経過規定・第二条

新連邦憲法に抵触する連邦法律、協約、邦の憲法および法律の規定は、この憲法の採択ないしこの憲法で予定されている法律の制定と同時に、その効力を失う。

不文の基本権

- 意見〔表明〕の自由 (Meinungsfreiheit) (BGf871117)
- 個人の自由 (Persönliche Freiheit) (BGf89198 347 90134)
- 言語の自由 (Sprachfreiheit) (BGf911480)
- 集会の自由 (Versammlungsfreiheit) (BGf961224)

* 訳者註

この一八七四年五月二九日のスイス連邦憲法は、一九九九年四月二八日に全面改正されている。この新憲法（現行憲法）については、次号に訳出する予定であり、参照を請う。

連邦憲法全面改正準備のための専門家委員会の一九七七年の憲法草案*

(Verfassungsentwurf 1977 der Expertenkommission für die Vorbereitung einer Totalrevision der Bundesverfassung)

[188]

第二編 基本権および国家の指導原則

第二章 国家的処務 (staatlicher Handeln) にかんする原則

第四条 憲法および法律による拘束

国家的事務 (Staatliche Aufgabe) を担当するものは、憲法および法律に拘束される。

第五条 一般的法原則

① 国家機関の処務は、その目的に適合したものでなければならない。

② いかなる国家機関も、恣意的に処務をしてはならない。

③ 国家機関と私人は、相互に信義誠実の義務を負う。

第六条 責 任

① 国家は、その機関が憲法に惹き起した損害につき、これを賠償すべき責任を有する。

② 国家は、また、その機関の適法な行為に因る損失についても、それに因って個人が重大な被害を蒙り、かつ、それを当該個人自身に受忍されることを要求しえない場合には、これを補償すべき責任を有する。

第七条 官庁の情報 (開示) 義務

官庁は、重大な公益または私益に反しない限り、その活動にかんする十分な情報を開示し、かつ、教示を与えなけ

ればならない。

第三章 基本権

第八条 人間の尊厳

人間の尊厳は、不可侵である。

第九条 法的平等

- ① すべての人は、法律の前に平等である。
 - ② 何人も、各自の門地、性格、人種、言語、社会的地位、世界観的または政治的確信もしくは意見を理由として不利益を受け、または特権を与えられてはならない。
 - ③ 両性は、同権である。法律は、とりわけ、家族、教育および労働の分野における両性の同等の地位に配慮しなければならぬ。両性は、同一価値の労働について同一の賃金を請求する権利を有する。
- 第一〇条 人格および私的領域の保護
- ① 何人も、生命、身心の健全、活動の自由および人身の安全への権利を有する。
 - ② 死刑および身体刑は、これを禁ずる。
 - ③ 私的領域および住居は、これを保護する。郵便および電信電話の秘密は、これを保障する。
 - ④ 何人も、重大な公益または私益の要請がない限り、自己に関係ある文書を閲覧することができる。何人も、訂正する権利を有する。

[189]

第一条 信仰および良心の自由

- ① 何人も、自己の宗教ないし世界観を自由に選択し、告白することができる。
- ② 何人も、宗教団体に加入し、宗教教育に参加し、ないし、宗教的行為をする権利を有し、また、何人も〔右のことを〕強制されることはない。何人も、自己の世界観にかんしても〔信仰にかんするのと〕同じ自由を有する。

第二条 意見の自由および情報の自由

- ① 何人も、自己の意見を自由に形成し、自由に表現・流布することができる。
- ② 国家は、意見が多様な形で、とりわけ、新聞、ラジオおよびテレビジョンにおいて表現されることにつき配慮する。
- ③ 検閲は、これをしてはならない。

第三条 集会および結社の自由

- ① 何人も、他人と集会し、また、結社を為す権利を有し、または、集会および結社に加わらない権利を有する。
- ② 集会および集団示威行進については、公共的理由の存在する場合には、これが許可を受けるべき義務を有するものである旨宣言することができる。集会および集団示威行進は、公共の秩序に対する真正かつ直接の危険が存在する場合に限り、これを禁止または制限することができる。

第四条 学問および芸術の自由

学問の教授および研究ならびに芸術的活動は自由である。

第五条 居住の自由および移住の自由

- ① スイス人は、国のいずれの場所にも居住することができる。
- ② スイス人は、移住することができ、また、何時にてもスイスに帰国することができる。
- ③ スイス人は、スイスから国外追放されてはならない。

第一六条 外国人の亡命者庇護権、任意移住権および帰化権

① 亡命者は、法律にもとづき庇護権を保障される。

② 適法に一か年以上にわたってスイスに居住する外国人は、国のあらゆる場所で自己の滞在を自由に選択することができる。

③ 外国人は、法律の定める条件の下に、帰化を求める権利を有する。

第一七条 財産権保障

① 財産権は、法律の定める範囲内においてこれを保障する。

② 法律の制定は、とりわけ、財産政策の目的を達成するために不可欠な規定を含むものでなければならぬ。

③ 公用徴収および公用徴収に相当する財産権制限は、補償の下にこれをおこなう。

第一八条 職業選択の自由

何人も自己の職業および職場を自由に選択することができる。

第一九条 経済の自由

① 私的経済活動は、法律の定める範囲内においてこれを保障する。

② 法律の制定は、とりわけ、経済政策の目的を達成するために不可欠な規定を含むものでなければならぬ。

③ 外国人および外国経営企業の経済活動については、これを制限する法律を制定することができる。

第二〇条 権利保護

① 何人も、権利保護を請求する権利を有する。貧困者については、権利保護のための費用を免除する。

② 裁判所は、独立である。

③ 何人も、法律の定める自己の裁判官〔による裁判を受ける権利〕を奪われない。特別裁判所は、これを禁ずる。

④ 当事者は、いかなる手続においても、法律上の聴聞を請求し、かつ、妥当な期間内に理由の付された判決を受けることを請求する権利を有する。

⑤ 行政処分に対しては、当該処分を受けた者は、最終審級において、裁判所に訴えを提起することができる。〔ただし、〕法律により、その例外を定めることができる。

⑥ 国家は、法の報知および無料法律相談の実施を援助する。

第二条 被逮捕者および被拘留者に対する権利保護

① 捜査および罪証保全のための勾留に命ずる命令は、すべてこれを裁判所に提出しなければならない。〔裁判所は、〕これを遅滞なく決定しなければならない。

② 有罪の判決を受けることなく勾留されまたは抑留されている人は、何人も、何時にても、裁判所に異議申立を求めることができる。〔裁判所は、〕これを遅滞なく決定しなければならない。

③ 〔被逮捕者等〕関係者には、その権利について教示がなされ、また、これを実現する機会が与えられなければならない。

第二条 請願権

① 何人も、官庁に対して請願する権利を有し、かつ、これをしたためにいかなる不利益も受けない。

② 請願については、権限を有する官庁が、妥当な期間内にこれに回答しなければならない。

第三条 基本権の制限

① 基本権は、重大な公益 (ein überwiegendes öffentliches Interesse) が肯認される場合に限り、これを制限することができる。基本権の核心 (Kern) は、不可侵である。

② 基本権の制限は、法律の根拠を必要とする。重大な制限は、法律上明示的に規定されていなければならない。真正

で直接かつ明白な危険 (ernste, unmittelbare und offensichtliche Gefahr) の〔存在する〕場合に限り、これを留保する。

- ③ 国家に対して特別な従属関係に在るところの、軍人、官吏、受刑者およびその他の人々の基本権は、右の関係の基礎になつてゐる特別の公益にとつて必要とされる限度で、これを付加的に制限することができる。

第二四条 基本権の実現

基本権は、全立法において、とくに、組織規定および手続規定の上でも、これを実効あるものにしなければならぬ。

第二五条 基本権の私人間効力

- ① 立法および裁判は、基本権がその意味に適つた形で私人間においても効力を有するよう配慮する。
- ② 基本権を行使する者は、他人の基本権を尊重しなければならない。とりわけ、何人も、自己の優越的地位を濫用して基本権を侵害することがあつてはならない。

第四章 社会秩序・財産政策・経済政策

第二六条 社会権

- ① 国家は、左の事項のための施策を講ずる。
- a. すべての人が、その能力と素質に応じて学習しさらにそれを続けることができるようにすること。
- b. すべての人が、妥当な条件で勤労することにより、その生計を立てることができるようにし、また、すべての被傭者とその職場を正当な理由なしに喪失することのないよう、これを保護すること。

c. すべての人が、社会保障制度に加入するようにし、とりわけ、老齢、傷害、疾病、失業ないし扶養者の欠損から生ずる結果に対して保障されるようにすること。

d. すべての人が、自己の生活にとって不可欠な手段を所有するようにすること。

e. すべての人が、負担可能な条件で適当な住宅を持つことができるようにすること、また、借地借家人が不法から保護されるようにすること。

② 国家は、家族と母性を保護する。

第三〇条 財産政策

国家は、その財産政策につき、とりわけ、左の事項を遂行すべきである。

a. 過度の、ないし、公共の福祉を侵害する要求から、環境を保護すること。

b. 土地の有効利用、国土の秩序ある居住および調和のとれた国土と居住の景観〔の形成〕を促進すること。

c. 国の自然のおよび文化的特色を保護すること。

d. 財産および土地所有の過度の集中を防止すること。

e. 国民経済ないし社会にとつて有害な利潤の獲得に反対すること。

f. 土地価値の増加分の正当な配分について配慮すること。

g. 公益目的に仕える財産および所有者自身のために用いられる財産を保護し、援助すること。

h. 自然人の妥当な財産形成を援助すること。

第三一条 経済政策

国家は、その経済政策につき、とりわけ、左の条項を為すべきものとする。

a. 均衡のとれた経済発展を促進すること。

- b. 失業および物価騰貴を予防し克服すること。
- c. 通貨を保護し、貨幣の量を調整すること。
- d. 空間秩序の領域において環境を保護すること。
- e. エネルギー、生活上重要な物資および働らき口を具えた土地の供給を確保すること。
- f. 原料およびエネルギーの有効利用を促進すること。
- g. 公共交通機関と私的交通機関の相互調和をはかること。
- h. 国の経済を保護し、発展させること。
- i. 外国貿易を振興させ、かつ、これを外交政策の目的と調和させること。
- k. 困難な経済的条件を抱えている地域を援助すること。
- l. 経済分野のうちその存立が危機に瀕しているものについては、これに、転換のための補助金または必要な場合には維持のための補助金を給付すること。

*訳者註

この一九九七年の専門家委員会草案は、一九六五年あたりから始まった、一八七四年連邦憲法を全面改正する過程において、一九七四年に連邦司法・警察省によって設置された、各政党の代表と学識経験者など四六名から成る委員会によって起草されたものである。その後、これが採用されることにはならなかったが、当時は、新憲法の基礎となる最有力の草案と見られていた。著者がこれを付録に採り入れたのはそのためであると推測される。なお、これについては、拙著『現代スイス憲法』（法律文化社・一九八九年）一三五頁以下への参照を請う。

人権および基本的自由の保護に関する条約（欧州人権保護条約〔EMRK〕）

(Konvention zum Schutze der Menschenrechte und Grundfreiheiten〔EMRK〕)

[193]

一九五〇年一月四日〔署名〕

一九六三年五月六日の第三号議定書 (Protokoll) および一九六六年一月二〇日の第五号議定書による改正 (Änderung) は、テキストの中に顧慮されている。

(仏語および英語の原文テキスト〔Originaltext〕から〔独語に〕翻訳したものである。)

第一条〔国家の権利・自由保障義務〕

締約国は、その管轄に属するすべての人々 (Personen) に対して、この条約の第一節に明定する権利および自由を保障する。

第一節〔実体規定〕

第二条〔生命への権利〕

1. 何人の生命への権利も、法律によって保障される。法律が死刑をもって罰する犯罪の事案において裁判所が宣告する死刑判決の執行を除いて、人を故意に殺害すること (absichtliche Tötung) は、許容されない。

2. 殺害は、それが左の目的のために不可欠に求められる力の行使の結果であるときには、本条に違反したものとみなされない。

- a) 不法な力の行使から人を防禦することを確保するため。
- b) 合法的な逮捕を執行し、または合法的に拘禁した者の逃亡を防ぐため。
- c) 暴動 (Aufbruch) または反乱 (Aufstand) を法律の範囲内で鎮圧するため。

第三条 (拷問と非人道的刑罰・処遇の禁止)

何人も、拷問または非人間的なもしくは辱めを受けるような (erniedrigend) 刑罰もしくは処遇を受けることはない。

第四条 (奴隷・苦役および強制労働の禁止)

- 1. 何人も、奴隷または農奴 (Leibeigenschaft) の状態に置かれることはない。
- 2. 何人も、強制的または義務的労働をすることを要求されることはない。
- 3. 本条の意味における「強制的または義務的労働」[「という概念」]には、次のものはあてはまらない。
 - a) 本条約第五条に規定する諸条件のもとで拘禁中の者または条件付釈放中の者に通常要求されるすべての労働。
 - b) 軍事的性質の役務、または、良心的兵役拒否が認められている国における良心的兵役拒否者の場合には軍事的役務義務にかわってなされるすべての役務。
 - c) 生命または公共の福祉 (das Wohl der Gemeinschaft) を脅かす緊急事態または災害の場合に強いられるすべての役務。

d) 通常の市民的義務に属するすべての労働または役務。

第五条 (身体の自由と安全)

1. 何人も、自由と安全を求める権利を有する。人は、左の場合において、かつ法律の定める手続に従ってなされる場合の外は、自由を奪われることはない。

a) 人を、権限ある裁判所による有罪判決ののちに合法的に拘禁する場合。

b) 人を、合法的な裁判所の決定に従わないために、または法律の定める義務の履行を確保する目的で、合法的に逮捕 (festnehmen) し、または拘禁する場合。

c) 容疑者 (Betroffene) が刑罰に値する行為に着手したと疑うに足る十分な理由があり、または、容疑者が刑罰に値する行為を遂行しもしくはその行為の遂行後に逃亡することを防ぐ必要があると信ずるに足りる合理的な理由がある場合に限って、権限ある司法当局に引渡す目的で、人を合法的に逮捕し、または拘禁する場合。

d) 監督的な教育 (überwachte Erziehung) の目的で合法的になされる未成年者の拘禁、または、権限ある司法当局に引き渡す目的で合法的に行なわれる未成年者の拘禁が問題となっている場合。

e) 人を、同人が伝染病を蔓延させる危険発生源 (Gefahrenquelle) となっているために、または、精神病者、アルコール中毒者、麻薬中毒者もしくは浮浪者であるために、合法的に拘禁する場合。

f) 人を、同人が不正に (unberechtigt) 国家領域に入ることを阻止するために、または、同人について退去強制もしくは犯罪人引渡しの手続がなされているために、合法的に逮捕しまたは拘禁する場合。

2. 逮捕されている者は何人も、可及的に速やかに、自己の理解しうる言語で、逮捕の理由および自己に対する問責 (Beschuldigung) について告知されなければならない。

3. 本条第一項C号の規定にもとづいて逮捕されまたは拘禁された者は何人も、遅滞なく、裁判官または裁判官的機能 (richterliche Funktion) の行使を法律上授与された・裁判官以外の官吏に引き渡されなければならない。同人は、合

理的期間内に裁判を受け、または裁判手続 (Verfahren) 中に釈放を受けること (Haftentlassung) を求める権利を有する。釈放 (Freilassung) には、裁判所に出頭する保証の履行を条件とすることができる。

4. 逮捕または拘禁によって自己の自由を奪われている人は何人も、裁判所が拘禁の合法性について可及的速やかに決定し、かつ「その拘禁が」違法である場合には自己の釈放を命ずる手続を執るよう求める権利を有する。

5. 本条の諸規定に違反した逮捕または拘禁をうけた者は何人も、損害賠償 (Schadenersatz) の請求権を有する。

第六条 (公正な裁判)

1. 何人も、民事上の請求権 (Anspruch) および義務にかんして、または自己に対して提起された刑事上の問責 (Anklage) の確定 (Stichhaltigkeit) にかんして裁定 (entscheiden) を受けるについては、自己の事件 (Sache) が、適切な (billig) 方法による、公開された、かつ合理的期間内の、しかも右裁定をなすべき独立で公正な、かつ法律によって設けられた裁判所に係属されることを請求する権利を有する。判決は、公開の場で言い渡されなければならない。ただし、報道機関 (Press) および公衆 (Öffentlichkeit) は、民主的社会における道徳、公の秩序もしくは国の安全のために、または、少年の利益もしくは訴訟当事者の私生活の保護にとって必要な場合、または、公開取扱いが裁判の利益を侵害するような特別な事情のもとで法廷の意見にもとづき必要とされる範囲に限って、これを裁判手続の全部または一部から閉め出すことができる。

2. 犯罪行為のゆえに被告人となった者は、その罪責が法律によって証明されるまでは、無罪と推定される。

3. 被告人は何人も、最小限 (英文テキスト)、とりわけ (仏文テキスト)、左の権利を有する。

a) 自己に対して提起された告訴の性質および原因を可及的速やかに、自己の理解できる言語で、あらゆる個別事項にわたって告げられること。

b) 自己の弁護の準備のために、十分な時間と機会を持つこと。

c) 自己自身で弁護し、または自ら選択した弁護人による補佐 (Beisand) を受けること。また、自己が弁護人への報酬支払いの手段を有しない場合で、裁判のために必要なときには、国選弁護人 (Pflichtsverteidiger) の補佐を受け得る。

d) 被告に不利な証言をする証人 (Belastungszeuge) を尋問しまたは尋問させること、ならびに、被告に不利な証言をする証人と同一の条件の下に、被告に有利な証言をする証人 (Entlastungszeuge) の喚問および尋問を実現すること。

e) 被告が法廷の使用言語を理解できないかまたは法廷において表現できない場合には、通訳の無料の召喚 (Beiziehung) を求めること。

第七条 (刑法の濫及的適用の禁止)

1. 何人も、自己の遂行の時に国内法または国際法によって刑罰に該当しなかった作為または不作為 (Handlung oder Unterlassung) を理由として有罪 (verurteilen) とされることはない。また同じく、刑罰に該当する作為が遂行された時点に向けられた刑より重い刑が科せられることはない。

2. 本条は、その遂行の時点で文明諸国 (zivilisierte Völker) で一般的に承認されている法の基本原則によるならば刑罰に該当するものとされる作為または不作為を有罪とするところの、人の判決または処罰 (Verurteilung oder Bestrafung) を排除するものではない。

第八条 (プライバシー・住居・通信の尊重)

1. 何人も、その私的生活および家庭生活、その住居ならびにその通信が尊重されるよう求める権利を有する。

2. 右の権利の行使に対する公権力の介入は、この介入が、法律に合致し、かつ、国の安全、公共の平穩および秩序、国土 (Land) の経済的福祉、秩序の防衛のために、犯罪 (strafbare Handlung) の防止のために、衛生および道德の

保護のために、または他人の権利および自由の保護のために民主的社會において必要である限りでのみ、許容される。

第九条 「思想・良心・宗教の自由」

1. 何人も、思想 (Gedanken) 、良心 (Gewissen) および宗教 (Religion) の自由を求める権利 (Anspruch) を有する。この権利には、自己の宗教または世界観を変更する自由、ならびに、自己の宗教または世界観を、単独にまたは他者と共同して、また公的にまたは私的に、礼拝 (Gottesdienst) 、教育 (Unterricht) 、祈祷 (Andacht) および宗教儀式の顧慮をとおして表明することが含まれる。

2. 宗教および信条 (Bekenntnis) の自由は、民主的社會において不可欠な措置が公共の安全、公共の秩序・衛生および道徳のためのものであり、もしくはは他人の権利および自由の保護のためのものであるという内容を定めたもののは、法律による制約の対象とされてはならない。

第一〇条 「表現の自由」

1. 何人も、自由な意見表明 (Meinungsausserung) を求める権利を有する。この権利には、意見の自由、および、公官庁の介入を受けることなくかつ国境を斟酌することなく情報ないし思想を受領し伝達する自由が含まれる。本条は、国家が放送、映画 (Lichtspiel) およびテレビジョンの企業を許可手続に付することを妨げるものではない。

2. これらの自由の行使は、義務と責任をとまうものであるから、それが、国民の安全、領土の保全もしくは公共の安全のため、秩序の維持もしくは犯罪の防止のため、衛生および道徳の保護のため、他人の名声もしくは権利の保護のため、かつ、秘密とされた情報の拡散を防止し、もしくはは裁判の尊厳と公平さを擁護することにとって、民主的社會において不可欠であるような、法律によって定められた一定の形式の規定 (Formvorschrift) 、条件、制約もしくは刑罰による威嚇 (Stralrohung) に従わせることができる。

第一条 「集会・結社の自由」

1. すべての人は、平和的に集会し、他人と自由に結社する権利を有するものであり、この権利には、自己の利益のために労働組合を組織し、これに加入する権利が含まれる。

2. これらの権利の行使に対しては、民主的社會において国民および公の安全のため、秩序の保持および犯罪防止のため、衛生および道徳の保護のため、または他人の権利および自由の保護のため不可欠であると思われるところの、法律によって定められたものの外は、いかなる制約も課してはならない。本条は、軍隊 (Streitkräfte)、警察または国家行政府 (Staatsverwaltung) の構成員によるこれらの権利の行使に対して法律上定められた制約を課することを妨げるものではない。

第二条 「婚姻・家庭の権利」

婚姻適齢に達した男性および女性は、適切な (einschüßig) 各国の法律のもとで、婚姻し家庭を設ける権利を有する。

第三条 「実効的救済」

本条約において確定された権利および自由が侵害されたときには、被侵害者は、その侵害が公的資格で行動する人によって惹き起された場合でも、国の審級 (Instanz) によって実効的な救済を受ける権利を有する。

第四条 「差別の禁止」

本条約において確定された権利および自由の享有は、とりわけ、性にもとづく、人種、皮膚の色、言語、宗教にもとづく、政治上その他の見解にもとづく、民族的または社会的出身にもとづく、民族的少数者への所属にもとづく、財産にもとづく、門地にもとづく、もしくはその他の地位にもとづくところのいかなる差別 (Benachteiligung) も受けることなく、確保されなければならない。

第十五条 「非常時権力」

1. 戦争またはその他の・国民の生存 (Leben der Nation) を脅かす公共の緊急事態の場合においては、いずれの条約締結国 (Hohe Vertragsschliessende Teile) も、本条約において規定された義務について、事態が無条件に必要としている範囲内で、かつ当該措置が国際法上のその他の義務と矛盾しないものであることを条件として、これを無効とする措置を執ることができる。

2. この規定は、第二条 (適法な戦争行為から生じる死亡の場合を除く) または第三条、第四条第一項および第七条のいかなる効力停止も許容するものではない。

3. 右の効力停止の権利を行使するいずれの条約締結国も、執った措置およびその理由について、欧州審議会事務総長 (Generalsekretär des Europarates) に対し、詳細に報告しなければならない。条約締結国は、こうした措置が効力を失わない、かつ条約の諸規定が再び完全に適用されるようになったときにも、欧州審議会事務総長に対し、通知しなければならない。

第十六条 「外国人の政治活動の制約」

第一〇条、一一条および一四条中のいかなる規定も、条約締結国 (Hohe Vertragsschliessende Parteien) が外国人の政治活動に制約を課すことを禁止したものと解釈してはならない。

第十七条 「除外条項(一)」

本条約中のいかなる規定も、それが、いずれかの国家、団体または個人に対して、本条約中に確認されている権利および自由を廃止すること、または本条約中に規定されているよりもより、広範に当該権利および自由を制約することを目的とする活動を行ない、もしくは措置を講ずる権利を創設したものと解釈してはならない。

第一八条 「制約の適用制限」

前条にいう権利および自由に対して本条約によって許容されている制約は、これを定めた目的以外のいかなる目的のためにも適用してはならない。

第二節 「実施機関」

第一九条 「実施機関」

条約締結国が本条約において負った義務の遵守を確保するために、左のものを設ける。

- a) ヨーロッパ人権委員会 (eine Europäische Kommission für Menschenrechte)、以下「委員会」と呼ぶ。
- b) ヨーロッパ人権裁判所 (ein Europäischer Gerichtshof für Menschenrechte)、以下「裁判所」と呼ぶ。

第五節 「一般規定」

第六〇条 「除外条項」(一)

本条約のいかなる規定も、いずれかの条約締約国の法律または条約締約国が当事国である他の協定 (Verinbar-
mit) の中で確定されている人権および基本的自由を制限し切り下げるものと解してはならない。

(付録・完)